

千葉県行財政システム改革行動計画 平成14年度実施状況及び今後の取組方針(概要)

1 県行政のスリム化

(1) 民間能力の活用

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則のもと、民間委託等により行政サービスの向上や経費の削減等が見込まれる事務事業等については、民間能力の積極的活用を図ります。

<主な改革事項> (計画達成欄: 達成、未達成、改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
NPOとの協働	実施 → 拡充		千葉県NPO活動推進指針の策定 千葉県NPO活動推進指針実施計画の作成	[H15] (仮称)県とNPOとのパートナーシップ事業提案制度の創設、パートナーシップマニュアルの作成等
PFI手法の導入	検討 →		浄水場排水処理施設及び警察本部庁舎について、導入可能性の調査検討を実施	[H15] <浄水場> 実施方針の策定 特定事業の選定 <警察本部> 導入に向けた基本方針の決定 実施設計 等
民間委託の推進 (浄給水場運転管理等委託)	順次実施		平成 15 年度からの実施に向け準備作業中。	[量水器の取付け]平成 16 年度から完全実施。 [排水処理施設の運転] 15 年 4 月 1 箇所完全委託
(工業用水浄水場運転管理委託)	→		佐倉浄水場において、運転管理委託を一部実施した。	[H15~H16]南八幡浄水場運転管理委託において委託時間を拡大。
(公用車の自動車任意保険加入)			任意保険の加入の公用車に係る平成 15 年度当初予算措置がなされた。	車両調査及び加入のための準備手続きを行い、15 年度中旬から加入する。

(2) 組織・機構の再編・整備

本庁については、平成 12 年 4 月に 10 部体制を 8 部体制とする再編を行いましたが、今後も引き続き、地方分権の進展に対応し、国、市町村、民間との明確な役割分担のもとで、新たな時代の要請に応え得る簡素で効率的な体制づくりに努めます。

また、出先機関については、高度情報化の進展、市町村合併の動向、市町村への権限移譲の状況、広域的自治体である県の役割等を踏まえ、事務の効率化と県民の利便性の観点から、出先機関の見直しを行います。

さらに、公の施設については、新設及び増設を原則として行わず、現在計画段階であり工事未着手のものについても、これを取りやめます。また既存の施

設については、施設ごとの独立採算を原則とし、16年度を目途に廃止、民営化その他の合理化を行います。

<主な改革事項> (計画達成欄: 達成、未達成、改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
本庁組織の見直し (政策立案・調整システム等の機能整理) (県土・都市づくりを担う組織のあり方) (教育庁本庁組織の見直し)	順次実施 →		政策調整課を政策調整室に、文書課を政策法務課に改組し、各部主管課の政策室に予算部門を取り込み連携を強化した。	政策評価の組織等への反映について検討を進める。
	検討 → 実施 →		安全で快適な県土づくり、都市づくりを推進するため、土木部と都市部の統合について検討を行った。	【H15年11月】再編案の公表 【H16年4月】実施
			学校指導部と生涯学習部を統合し、教育振興部を新設した。	
出先機関の見直し (支庁の見直し) (土地改良事務所の見直し) (土木事務所の見直し) (県税事務所の見直し) (船橋保健所の廃止) (大阪事務所の廃止)	検討 → 実施 →		【支庁】支庁を廃止し、真に地域で必要な事務を行うため、(仮称)県民ステーションを設置する方向で検討している。 また、支庁見直しにあわせ、土地改良事務所、土木事務所、県税事務所の再編を検討。	【H15年11月】再編案の公表 【H16年4月】実施
	実施 →		船橋市の中核市移行に伴い市へ引き継ぎ廃止した。	
			社会経済情勢の変化を踏まえ、廃止した。	
公の施設の見直し (漁業研修所の廃止) (保育専門学院の廃止)	実施 →		研修体制を見直し、年度末をもって廃止した。	
	募集停止 → 実施 →		県が保育士育成を行う必要性が薄れてきたため、平成15年度末をもって廃止することとした。	

第 27 回千葉県行政改革推進委員会資料(平成 15 年 7 月 29 日)

(手賀沼親水広場のあり方の検討)	検討 → 順次実施		手賀沼親水広場の維持管理上の問題点等実態を把握	平成 15 年度中に次の事項等を検討し方針を決定 地元市等の意向確認 関係市町村等との調整方針の決定
(博物館・美術館の統廃合等)	検討 → 順次実施		基本方針の検討	[H15] 実施計画の策定 [H16] 順次実施
(県立キャンプ場のあり方の検討)	検討 →		移譲又は廃止に向け管理委託先市町と協議した。	移譲又は廃止に向け、関係市町と更に協議を進める。
(母子休養ホームの廃止の検討)	順次実施 →		廃止に向けて施設管理を行っている町と協議を行った。	引き続き協議を行い、廃止等の方向を決定する。
(老人休養ホームの廃止・民間移譲)			千葉県社会福祉協議会、地元市村との協議を行った。	移譲先の検討や移譲後の営業形態について検討を行い、移譲又は廃止の決定をする。
県立病院のあり方の検討	検討 → 方針決定		[職員の配置定数の見直し]各病院の定数を見直し、50名を減員し、必要な部門に21名を増員し、合わせて29名を削減した [病院の再編運営形態の見直し]県立病院経営健全化・将来構想案を策定中	県立病院経営健全化・将来構想(案)の中で検討 [H15] 経営健全化具体的施策の検討・実施 地方公営企業法全部適用に向けた体制整備 臨床研修体制の整備 山武地域医療センター構想(案)策定 等
内部事務の集中処理化:(仮称)総務ワークステーションの設置	検討 → 実施		新事務フローの作成、制度・運用・手続の見直し、システム開発(一部)を行い、関係機関との協議に入った。	[H15 年 11 月]職員用制度手続マニュアルの作成、旅行命令・請求の電子申請化 [H16 年 1 月]扶養・住居・通勤手当の電子申請化 [4 月]総務ワークステーション設置・稼働
水道局のあり方の検討	検討方針策定 → 順次実施		「県内水道問題協議会」で検討し、県としての考えを取りまとめた。	県と市町村との検討後、方向性が出た後、給水区城内市村と協議に入る。

<p>企業庁のあり方の検討</p>	<p>検討 → 順次実施 →</p>		<p>平成 14 年 2 月に「企業庁の改革について」を公表し、見直しの基本方針等を示した。 4 部 15 課 12 出先機関を 4 部 14 課 10 出先機関に改め、業務量の減少により 50 名の減とした。</p>	<p>・長期事業収支見通しに外部チェックのため、監査法人に調査を委託する。 ・引き続き事業の見直し及び進捗に合わせた組織・人員の見直しを図り、主要事業が収束する概ね 10 年後の新しい組織への移行を検討する。</p>
<p>審議会等の見直し</p>	<p>順次実施 →</p>		<p>実態調査を行い、結果を集計・整理した。</p>	<p>審議会等の設置や運営等に関する指針を発出し、既存審議会の活用、幅広い層からの委員の選任、委員会の公開等情報公開の推進等について、指導を行う。</p>

(3) 公社等外郭団体

公社等外郭団体については、「公社改革の基本的考え方」に基づき、県民負担の軽減を目的として、県依存型の経営から自立型の経営へと転換を図り、抜本的な改革に取り組みます。

< 主な改革事項 > (計画達成欄: 達成、未達成、改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
<p>公社等外郭団体の見直し</p>	<p>検討 → 順次実施 →</p>		<p>「公社改革の基本的考え方」を策定し、25%以上出資の 56 団体の見直しに取り組んだ。 先行 18 団体の見直し案を決定し、その他の団体は行政改革推進委員会に見直し方針を報告し了承を得た。 【見直しの結果】廃止 5、民営化 5、統合 4、縮小 11、関与縮小 8、経営改善 18、別途検討 2、継続 3</p>	<p>個別の団体の改革作業は、それぞれの見直し方針に基づき具体的な取り組みをしていく。</p>

(4) 定員管理の適正化

新たな定員適正化計画(15年度～17年度)を策定し、事務事業の廃止、業務プロセスの見直し、組織の再編等により、定員の削減を行います。

<主な改革事項> (計画達成欄: 達成、未達成、改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
新たな定員適正化計画の推進	実施 →		<p>既存事務事業の徹底した見直しを行い、より簡素で効率的な組織体制を目指し、定員の削減を行った。</p> <p>(カッコ内は進捗率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局、各行政委員会 95 人 ・公営企業 136 人 ・教育委員会事務局 18 人 ・警察(警察官以外の職員) 28 人 ・合計 277 人(42%) ・学校職員(県単定数) 78 人(25.5%) 	計画に基づき、引き続き定員の削減に努める。

2 新しい行政システムの構築

(1) 開かれた県政と県民参加の推進

県民への県政情報の積極的な提供を進め、開かれた県政運営と県民参加に積極的に取り組みます。

また、インターネット等の活用による情報公開の推進について検討を行うなど、公正の確保と透明性の一層の向上に努めます。

<主な改革事項> (計画達成欄: 達成、未達成、改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
県民の意見・提案を行政に反映させる手続に関する(パブリックコメント)制度の創設	検討 → 実施 →		課題等を明らかにし、それらを踏まえた制度内容の概略を定める等、制度の創設に向けた検討を行った。	【H15】 制度素案に対するパブリックコメントの実施 庁内意見照会 制度化
入札・契約制度等の見直し (入札・契約制度の改善)	順次実施 →		1,000万円以上の工事について設計金額の事前公表を行った。	H15 年4月からは、入札を行う全工事について予定価格を公表する。

(電子入札の導入)	検討	-----	電子入札の導入に関する整備基本構想及びアクションプログラム(「千葉県CALS/EC整備基本構想及びアクションプログラム」)を策定した。	・H15 から2か年かけ電子入札システムを開発。 ・H17 年度から電子入札を一部導入。 ・物品等は、土木部のシステムを参考として H16 年度からシステム開発。
	開発			
(入札関連情報の公表)	実施	-----	14年度以降一層の推進を図っている。	入札情報のホームページでの充実を図る。 物品等の公表については、基準の作成を検討。
	推進			

(2) 窓口業務等行政サービスの向上

職員の現場主義に基づく意識改革をはじめ、接遇の向上、縦割り主義的な対応の是正等、県民との接点における職員の応接の改善に努めるとともに、手続の簡素化・効率化、インターネットを活用した行政の情報化等、県民の利便性の向上を図っていきます。

< 主な改革事項 > (計画達成欄: 達成、 未達成、 改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
施設来所者アンケート用紙の設置	検討 実施・拡充	-----	効果的な意見集約手法等について検討を行った。	アンケートの内容、設置場所等を検討 効果の把握・アンケートの改善等
申請・届出等手続の電子化	順次実施	-----	【様式のダウンロード・サービスの拡大】462 様式 499 様式【手続の調査・対象事務の選定】申請・届出等手続きの状況調査を実施【市町村との電子化】決算統計等統計の収集を電子化した。	様式ダウンロード・サービスは、引き続き拡大を図る。 申請・届出等手続きの電子化については、業務の選定、フローの見直し等を実施する。
インターネットによる給水申込等の受付	実施	-----	平成 15 年 1 月から実施した。	

(3) 事務事業の評価と見直し

すべての事務事業について、再度その意義を確認のうえ、縮小、廃止、他事業との統合等、思い切った整理合理化を進めます。また、県民ニーズを的確に把握し、緊急度や優先度を重視した事務事業の選択や民間能力の活用に努めます。

さらに、仕事の進め方全般について、その前提となる制度や慣行を含め抜本的な見直しを行い、県民サービスの向上と事務執行の効率化・迅速化を図ります。

< 主な改革事項 > (計画達成欄: 達成、 未達成、 改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
規制緩和の推進	順次実施 →		市町村に県独自の規制等の撤廃要望を調査した。	他県の状況を調査 市町村等からの要望を各部に検討依頼 規制改革に関する方針等を作成し実施。
職員住宅及び職員寮の原則廃止	順次実施 →		<p>【知事部局】 老朽化の著しい2住宅を廃止した。 廃止優先度の高い住宅について、廃止に向けての入居者説明を行った。 改革内容を具現化するため、関係規程の整備を行った。</p> <p>【水道局】老朽化及び入居率を勘案して、今後の方針を策定した。</p> <p>【企業庁】老朽化及び入居率を勘案して、廃止住宅等の検討を行った。</p> <p>【教育庁】平成17年度末廃止住宅を決定し、廃止に向けての入居者説明を行った。改革内容を具現化するため、関係規則の整備を行った。</p>	<p>【知事部局】【H15】廃止予定住宅に係る入居者説明会【H16】廃止予定住宅退去・供用廃止</p> <p>【水道局】老朽化した住宅及び入居率の低い住宅について整理・統合しながら集約化を図る。</p> <p>【企業庁】廃止予定住宅について入居者説明を実施。</p> <p>【教育庁】【H15】平成18年度末廃止住宅を決定し、廃止に係る入居者説明【H16】平成19年度末廃止住宅を決定し、廃止に係る入居者説明</p>

第 27 回千葉県行政改革推進委員会資料(平成 15 年 7 月 29 日)

<p>庁用自動車のあり方の見直し</p>	<p>実施 →</p>		<p>各所属への調査のための準備を行った。</p>	<p>[15年度]所属調査を行い、あり方を検討。 [16年度]効率的運行方策を検討・作成する。</p>
<p>庶務共通事務処理システムの導入</p>	<p>開発 → 実施 → 開発 → 実施 →</p>		<p>[休暇・時間外勤務等] ・休暇申請・時間外勤務命令・特殊勤務手当実績報告について運用。 ・職員個人が庶務共通処理システムから入力できるようにした。 [旅費]・詳細設計を終了</p>	<p>旅行命令・旅費支給、扶養・住居・通勤手当申告、給与等の口座振込依頼、履歴事項異動届、研修申請、非常勤職員の勤務管理に係るシステム開発及び運用</p>
<p>新総合文書管理システムの構築</p>	<p>検討 → 開発 →</p>		<p>文書管理制度等に対する意見等の収集、整理を行った。</p>	<p>LGWAN、電子申請、認証等の状況把握及び関係機関との調整を図り、諸規程の整備等具体的な検討を進める。</p>
<p>予算編成システムの見直し</p>	<p>検討 → 実施 →</p>		<p>他団体の実施状況の把握及び内部検討作業を実施した。</p>	<p>平成 16 年度当初予算から導入</p>
<p>政策評価制度の改善</p>	<p>検討 → 実施・改善 →</p>		<p>外部の専門家を交えて、制度改善に向けた検討を行った。</p>	<p>[H15]実施 [H16]改善</p>
<p>大規模公共事業等事前評価制度の導入</p>	<p>試行 → 実施・改善 →</p>		<p>試行対象事業を選定し、外部評価委員会を開催。県民の意見募集等を実施した。</p>	<p>[H15]導入・実施 [H16]改善</p>
<p>試験研究機関の評価制度の導入</p>	<p>検討 → 実施改善 →</p>		<p>制度導入のための検討作業を行った。</p>	<p>[H15]導入・実施 [H16]改善</p>
<p>危機管理体制の強化：初動体制がとれるよう職員の配属等の整備</p>	<p>検討 → 実施 →</p>		<p>災害対策本部の体制を早期に確立するため、初動対応職員を指定した。それ以外の職員の参集先の明確化を行った。</p>	<p>参集職員の適正配置の調整や独自の参集方法を定めている部局との調整を図る。</p>

(4)市町村への権限移譲

県が担うべき広域行政に属するもの等を除いた、住民に身近な事務は、住民に身近な市町村へ積極的に移譲していきます。

<主な改革事項> (計画達成欄: 達成、 未達成、 改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
市町村への事務 権限移譲の推進	順次実施 →		対象市町村の拡大を含む302事務を移譲した。	毎年度移譲手続を実施 市町村への意向確認を経て7月に移譲事務を決定、9月議会以降に特例条例の改正を行う。

(5)人事システムの転換

これまでの人事システムをあらゆる角度から見直し、民間企業や国の動向も踏まえながら、職務と能力・実績をより重視した採用、異動、研修等の行える人事システムへと転換します。

<主な改革事項> (計画達成欄: 達成、 未達成、 改革事項なし)

改革事項	H14 15 16	計画達成 H14 全体	14 年度実施状況	今後の実施予定
意欲・成果を重視した人事制度への 転換	<目標管理> 検討→ 試行→ <庁内公募> 検討・実施→	庁内 公募	公募業務に職員が応募し、適任者を担当組織に配置する人材募集型庁内公募制度を14年度から導入した。【14年度実績】32人配置(72人応募)	【目標チャレンジプログラム】15年6月上旬からプログラムの試行を開始する。 【庁内公募制度】15年度に政策提案型庁内公募を実施する。
適切な退職管理	検討・実施 →		退職勧奨を廃止し、定年退職を基本とした、人事管理を行うこととし、平成14年度末退職者から全ての職員を対象とした、定年制への移行を行った。	国の公務員制度改革の動向も踏まえながら、再就職の透明性を確保する仕組みについてさらに検討を進める。
早期退職制度の 継続	実施 →		平成14年9月議会で条例改正を行い、平成14年度から16年度までの3年間、期間延長を行った。	

情報化研修の見直し: eラーニングの導入	検討 → 実施		平成14年7月から情報系ネットワークを利用し、県庁内HPにて全職員に提供。	研修の参加状況や成果等を分析し、適宜改善を図る。
時間外勤務の20%削減	検討 → 順次実施		「総労働時間の短縮に関する指針」を定め、1年360時間、1月45時間の時間外勤務の上限目安時間を設定した。	【H15年9月】異動規模、時期についてシミュレーションを行い、異動案や電算処理方法等について準備
育児休業中の職員の活用	検討 → 実施			【15年度】依頼業務の抽出、育休取得者への意向調査規程整備試行 【16年度】実施

注:「計画達成」欄の考え方

計画達成 H14 年度・全体欄の「 - - 」とは、14 年度改革事項が「内部検討や準備作業等」であり**具体的改革事項がない**ため、H14・全体とも計画の達成・未達成の判断を行わない場合である。

計画達成 H14 年度欄の「 」とは、14 年度の計画に照らして、スケジュールどおり又は前倒しで事業実施しており、計画上の目的を**達成**している場合である。

計画達成 H14 年度欄の「 」とは、14 年度の取組スケジュール等で事業着手が明記されているが、遅れ等により 14 年度予定の事業化が図られていない**未達成**の場合である。

計画達成全体欄の「 」とは、行動計画で示された改革事項全体がほぼ**達成**された場合である。

計画達成全体欄の「 」とは、行動計画で示された改革事項全体の**一部**しか達成されていない**未達成**の状態であり、今後継続して実施していく場合である。